

新潟県統計調査条例施行規則をここに公布する。

令和2年3月31日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第29号

新潟県統計調査条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟県統計調査条例（昭和28年新潟県条例第38号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(実地調査の証票)

第3条 条例第6条第1項の証票は、別記様式による身分証明書とする。

(調査票情報の提供に係る手続等)

第4条 条例第10条第1項の規定により知事等に調査票情報の提供を依頼しようとする者（以下「第10条提供申出者」という。）は、次に掲げる事項を記載した書類（以下「第10条提供申出書」という。）に、当該知事等が当該調査票情報の提供に係る事務処理のために必要と認める資料を添付して、当該知事等に提出することにより、調査票情報の提供の依頼の申出をするものとする。

- (1) 第10条提供申出者が国の行政機関又は他の地方公共団体（以下「公的機関」という。）であるときは、次に掲げる事項
 - ア 当該公的機関の名称
 - イ 担当する部局又は機関の名称、所在地及び連絡先
- (2) 第10条提供申出者が法人その他の団体で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下「法人等」という。）であるときは、次に掲げる事項
 - ア 当該法人等の名称及び住所
 - イ 当該法人等の代表者又は管理人の氏名、生年月日、職名及び連絡先
- (3) 第10条提供申出者が個人であるときは、次に掲げる事項
 - ア 当該個人の氏名、生年月日及び住所
 - イ 当該個人の職業、所属、職名及び連絡先
- (4) 第10条提供申出者が前3号に掲げる者以外の者であるときは、当該者を第1号の公的機関とみなし、同号に掲げる事項
- (5) 代理人によって申出をするときは、次に掲げる事項
 - ア 当該代理人の氏名、生年月日及び住所
 - イ 当該代理人の職業、所属、職名及び連絡先
- (6) 調査票情報に係る県統計調査の名称、年次その他の当該調査票情報を特定するために必要な事項
- (7) 調査票情報の利用場所
- (8) 調査票情報の利用目的
- (9) 調査票情報を取り扱う者が第7条第2項各号に掲げる者に該当しない旨
- (10) 前各号に掲げるもののほか、第7条第1項各号に掲げる要件に該当することを確認するために必要な事項として、次のアからウまでに掲げる申出の区分に応じ、当該アからウまでに定める事項
 - ア 第7条第1項第1号に該当する申出 次に掲げる事項
 - (ア) 調査研究の名称、必要性、内容及び実施期間
 - (イ) 委託し、又は共同して行うことに係る内容
 - (ウ) 調査票情報を利用する手法及び期間並びに調査票情報を利用して作成する統計等の内容
 - (エ) 調査研究の成果を公表する方法
 - (オ) 第11条に規定する調査票情報を適正に管理するために必要な措置（以下「調査票情報適正管理措置」という。）として講ずる内容
 - (カ) 調査票情報の提供を受ける方法及び年月日
 - (キ) (ア)から(カ)までに掲げるもののほか、知事等が特に必要と認める事項
 - イ 第7条第1項第2号に該当する申出 次に掲げる事項
 - (ア) ア(ア)及び(ウ)から(カ)までに掲げる事項
 - (イ) 補助に係る内容

(ウ) (ア)及び(イ)に掲げるもののほか、知事等が特に必要と認める事項

ウ 第7条第1項第3号に該当する申出 次に掲げる事項

(ア) ア(ウ)及び(カ)に掲げる事項

(イ) 申出に係る統計の作成等が、国の行政機関の長若しくは地方公共団体の長その他の執行機関の行う政策の企画、立案、実施若しくは評価に有用である旨及びその内容又は条例第10条第1項第2号に規定する同等の公益性を有するものとして特別な事由がある旨及びその内容

(ウ) (ア)及び(イ)に掲げるもののほか、知事等が特に必要と認める事項

2 第10条提供申出者は、前項の申出をするときは、知事等に対し、次に掲げる書類を提示し、又は提出するものとする。

(1) 第10条提供申出書及びこれに添付すべき資料（以下「第10条提供申出書等」という。）に記載されている第10条提供申出者（第10条提供申出者が個人である場合に限る。）及び第10条提供申出者の代理人の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書で申出の日において有効なものその他これらの者が本人であることを確認するに足りる書類

(2) 第10条提供申出者が法人等（第6条に規定する者を除く。）であるときは、第10条提供申出書等に記載されている当該法人等の名称及び住所並びに代表者又は管理人の氏名と同一の名称及び住所並びに氏名が記載されている登記事項証明書又は印鑑登録証明書で申出日前6月以内に作成されたものその他その者が本人であることを確認するに足りる書類

(3) 代理人によって申出をするときは、代理権を証明する書面

3 知事等は、第1項の規定により提出された第10条提供申出書等に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、第10条提供申出者に対して、説明を求め、又は当該第10条提供申出書等の訂正を求めることができる。

第5条 知事等は、前条第1項の申出を受けた場合において、当該申出に応じることが適当と認めるときは、第10条提供申出者に対し、当該申出に応じて当該申出に係る調査票情報の提供を行う旨を通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた第10条提供申出者は、当該通知に係る調査票情報の提供の実施を求めるときは、その旨を記載した調査票情報提供依頼書に、当該通知を行った知事等が定める調査票情報の取扱いに関する事項（利用後にとるべき措置に関する事項を含む。）を遵守する旨を記載した書面その他知事等が必要と認める書類を添付して、当該知事等に提出するものとする。

（国の行政機関、他の地方公共団体に準ずる者）

第6条 条例第10条第1項第1号の規則で定める者は、独立行政法人等（統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、会計検査院、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社とする。

（調査票情報の提供を受けることができる統計の作成等）

第7条 条例第10条第1項第2号の規則で定める統計の作成等は、次に掲げるものとする。

(1) 公的機関又は前条に規定する者（以下「公的機関等」という。）が、公的機関等以外の者に委託し、又は公的機関等以外の者と共同して行う調査研究に係る統計の作成等であって、調査票情報適正管理措置が講じられているもの

(2) その実施に要する費用の全部又は一部を公的機関等が公募の方法により補助する調査研究に係る統計の作成等であって、調査票情報適正管理措置が講じられているもの

(3) 国の行政機関の長又は地方公共団体の長その他の執行機関が、その政策の企画、立案、実施又は評価に有用であると認める統計の作成等その他条例第10条第1項第2号に規定する同等の公益性を有するものとして特別な事由があると認める統計の作成等であって、調査票情報適正管理措置が講じられているもの

2 前項の統計の作成等を行う者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

(1) 法、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）若しくはこれらの法律に基づく命令又は条例若しくは新潟県個人情報保護条例（平成17年新潟県条例第2号）に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- (3) 法人等であって、その役員のうち前2号のいずれかに該当する者がある者
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、調査票情報を利用して不適切な行為をしたこと、関係法令の規定に反したこと等の理由により調査票情報を提供することが不適切であると知事等が認めた者（調査票情報の提供を受けた者の氏名等の公表）

第8条 条例第10条第2項第3号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 調査票情報を提供した年月日
- (2) 調査票情報の提供を受けた者（個人に限る。）の職業、所属その他の当該者に関する情報であって、知事等が調査票情報の提供をすることが適当と認めた理由を構成する事項のうち必要と認める事項
- (3) 調査票情報の利用目的
（調査票情報の提供を受けて作成した統計等の提出）

第9条 条例第10条第3項の規定により作成した統計又は行った統計的研究の成果を提出するときは、当該調査票情報を利用した実績に関する報告書及び調査票情報に係る管理簿を併せて提出しなければならない。

- 2 前項の統計及び統計的研究の成果並びに報告書は、電磁的記録をもって作成して提出しなければならない。
（調査票情報の提供を受けて作成した統計等の公表）

第10条 条例第10条第4項第3号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 第8条各号に掲げる事項
- (2) 提出された統計又は統計的研究の成果について、次に掲げる事項
 - ア 当該統計の作成又は統計的研究を行うに当たって利用した調査票情報に係る県統計調査の名称、年次、当該調査票情報の地域の範囲その他の当該調査票情報を特定するために必要な事項
 - イ 当該統計の作成の方法又は統計的研究の方法の確認をするために、知事等が特に必要と認める事項
- (3) 提出された統計又は統計的研究の成果について、その全部又は一部が学術研究の成果等として学術雑誌等に掲載され、又は掲載されることが予定されている場合にあっては、当該学術雑誌等の名称及び掲載年月日
（調査票情報適正管理措置）

第11条 条例第10条第1項各号に掲げる者が講じなければならない調査票情報を適正に管理するために必要な措置として条例第11条第1項の規則で定めるものは、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める措置とする。

- (1) 公的機関等 次に掲げる措置
 - ア 組織的管理措置
 - (イ) 調査票情報を取り扱う者の権限及び責務並びに業務を明確にすること。
 - (ロ) 調査票情報に係る管理簿を整備すること。
 - (ハ) 調査票情報の適正管理に関する規程の策定及び実施並びにその運用の評価及び改善を行うこと。
 - (ニ) 調査票情報を取り扱う者以外の者が、調査票情報を取り扱う者による自己点検の適正性の確認を行うこと等の監査を行うこと。
 - (ホ) 調査票情報の漏えい、滅失又は毀損の発生時における事務処理体制を整備すること。
 - イ 人的管理措置として調査票情報を取り扱う者に対する必要な教育及び訓練を行うこと。
 - ウ 物理的管理措置
 - (イ) 調査票情報を取り扱う区域を特定すること。
 - (ロ) 調査票情報を取り扱う区域として特定された区域への立入りの制限をするための措置を講ずること。
 - (ハ) 調査票情報の取扱いに係る機器の盗難防止のための措置を講ずること。
 - (ニ) 調査票情報を削除し、又は調査票情報が記録された機器等を廃棄する場合には、復元不可能な手段で行うこと。
 - エ 技術的管理措置
 - (イ) 調査票情報を取り扱う電子計算機等において当該調査票情報を処理することができる者を限定するため、適切な措置を講ずること。
 - (ロ) 調査票情報を取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続している場合には、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第2条第4項に規定する不正アクセス行

為をいう。以下同じ。)を防止するため、適切な措置を講ずること。

- (ウ) 調査票情報を取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続していることに伴う調査票情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するため、適切な措置を講ずること。

オ その他の管理措置

- (ア) 調査票情報の取扱いに関する業務を委託するときは、当該委託を受けた者が講ずるべき当該調査票情報を適正に管理するための措置について必要な確認を行うこと。

- (イ) (ア)の委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。

(2) 法人等（前号に掲げる者を除く。）次に掲げる措置

ア 組織的管理措置

- (ア) 調査票情報の適正管理に係る基本方針を定めること。

- (イ) 調査票情報を取り扱う者の権限及び責務並びに業務を明確にすること。

- (ウ) 調査票情報に係る管理簿を整備すること。

- (エ) 調査票情報の適正管理に関する規程の策定及び実施並びにその運用の評価及び改善を行うこと。

- (オ) 調査票情報を取り扱う者以外の者が、調査票情報を取り扱う者による自己点検の適正性の確認を行うこと等の監査を行うこと。

- (カ) 調査票情報の漏えい、滅失又は毀損の発生時における事務処理体制を整備すること。

イ 人的管理措置

- (ア) 調査票情報を取り扱う者が、第7条第2項各号のいずれにも該当しない者であることを確認すること。

- (イ) 調査票情報を取り扱う者に対する必要な教育及び訓練を行うこと。

ウ 物理的管理措置

- (ア) 調査票情報を取り扱う区域を特定すること。

- (イ) 調査票情報を取り扱う区域として特定された区域への立入りの制限をするための措置を講ずること。

- (ウ) 調査票情報の取扱いに係る機器の盗難防止のための措置を講ずること。

- (エ) 調査票情報を削除し、又は調査票情報が記録された機器等を廃棄する場合には、復元不可能な手段で行うこと。

エ 技術的管理措置

- (ア) 調査票情報を取り扱う電子計算機等において当該調査票情報を処理することができる者を限定するため、適切な措置を講ずること。

- (イ) 調査票情報を取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続している場合には、不正アクセス行為を防止するため、適切な措置を講ずること。

- (ウ) 調査票情報を取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続していることに伴う調査票情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するため、適切な措置を講ずること。

オ その他の管理措置

- (ア) 調査票情報の取扱いに関する業務を委託するときは、当該委託を受けた者が講ずるべき当該調査票情報を適正に管理するための措置について必要な確認を行うこと。

- (イ) (ア)の委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。

(3) 前2号に掲げる者以外の者 次に掲げる措置

ア 物理的管理措置

- (ア) 調査票情報を取り扱う区域を特定すること。

- (イ) 調査票情報を取り扱う区域として特定された区域への立入りの制限をするための措置を講ずること。

- (ウ) 調査票情報の取扱いに係る機器の盗難防止のための措置を講ずること。

- (エ) 調査票情報を削除し、又は調査票情報が記録された機器等を廃棄する場合には、復元不可能な手段で行うこと。

イ 技術的管理措置

- (ア) 調査票情報を取り扱う電子計算機等において当該調査票情報を処理することができる者を限定するため、適切な措置を講ずること。

- (イ) 調査票情報を取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続している場合には、不正アクセス行為を防止するため、適切な措置を講ずること。

- (ウ) 調査票情報を取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続していることに伴う調査票情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するため、適切な措置を講ずること。

ウ その他の管理措置

